

令和6年第4回 北海道議会定例会〔経済部審査〕開催状況（経済部観光局観光振興課）

開催年月日 令和6年12月6日（金）

質問者 共産党 真下 紀子 委員

答弁者 観光振興監、観光事業担当局長、
観光事業担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 観光振興の在り方等について 観光振興のあり方等について、初めに宿泊税について伺います。</p> <p>(一) 宿泊税について 1 倶知安町等の要望について (真下委員) 倶知安町など4者による「宿泊税に関する緊急要望」が道議会各会派へ提出されて、私どもも受け取っております。</p> <p>知事は3定知事総括で「条例提案までに倶知安町と合意できる考え方をお示しできるよう取り組む」と答弁していましたが、町が要望している「道税を定率制とする税制度」の実現が可能か検討を進めてきたと承知しております。</p> <p>この検討過程で、要望の実現が困難であるとのような根拠に基づいて、いつ判断し、今定例会に条例案を提案したのか、まず伺います。</p> <p>2 総務省からの指摘について (真下委員) 総務省の見解を元にやむを得ないという判断をしたということなのですけれども、倶知安町が求める市町村毎に定率制と定額制を選択できる税制度について、法的に問題がある等の指摘を総務省から受けたのですか。</p> <p>【再質問】 2 総務省からの指摘について (真下委員) そうしますと総務省としては難しいという見解であった、法的に問題があるという指摘ではなかったということではよろしいですね。</p> <p>(真下委員) 法的問題はないということですね。</p>	<p>(観光事業担当課長) 倶知安町との協議についてでございますが、道では、これまで倶知安町が要望する、「町内においては道税を定率制とする税制度」の実現が可能か町とともに検討を進めてまいりましたが、道の段階的定額制を前提といたしますと、制度設計上の課題を解消することができなかったことから、本年10月、税制度面での打開策を求め、町とともに総務省に相談をいたしました。総務省から打開策は示されなかったところでございます。</p> <p>こうしたことから、道としては、この問題は、地方税法の解釈に照らすと、やむを得ないものであると判断をいたしまして、町と認識を共有している負担軽減に向けた議論を徹底して進めていくことを前提に、条例案を提案させていただいたところでございます。</p> <p>(観光事業担当課長) 総務省からの見解についてでございますが、道から総務省に対し、これまでの検討の過程において、「道税の市町村別の不均一課税、つまり定率制あるいは定額制の税率の選択が、地方税法上可能であるかをご教示いただきたい」旨、問い合わせたところでございます。</p> <p>この問い合わせに対し総務省からは、「法定外税の制度設計については、公平・中立・簡素などの税の原則などに留意しつつ、地方税法第6条又は第7条の適用の有無を含め、道内市町村と調整の上、貴道において適切に検討すべき」との回答があったところでございます。</p> <p>また本年10月、町とともに総務省に相談した際には、道および倶知安町からの説明を踏まえ、同省から「特定エリアにおいてのみ定率制とする制度は難しいということでは理解する」との見解も示されたところでございます。</p> <p>(観光事業担当課長) 総務省の見解についてでございますが、10月に総務省を訪問した際には、定率制と定額制を選択できる税制度に関しては、特段の見解は示されなかったところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 二重課税市町村との公平性について (真下委員)</p> <p>道は、倶知安町の要望に応えられない理由として、不均一課税の問題を挙げてきました。道と市町村の二重に宿泊税を課される自治体と、そうでない自治体との公平性というのは議論されたのでしょうか。</p> <p>【再質問】</p> <p>3 二重課税市町村との公平性について (真下委員)</p> <p>道と同様に広域的観点からだと思うのですが、福岡県では宿泊税を導入しています。しかし、福岡市、北九州市と宿泊税を導入しているところと導入していない市町村とで納税額に差が出ないようにと、県税を調整しています。道が検討した経過があったと思うのですが、その経過と取り入れなかった理由を教えてください。</p> <p>【再々質問】</p> <p>3 二重課税市町村との公平性について (真下委員)</p> <p>今の答弁ではっきりしないのですけれども、各市町村で行政需要に違いがあることは分かります。しかし、宿泊税の導入の有無で市町村毎に受益の方の格差が生じるということでのよろしいのでしょうか。</p> <p>【指摘】 (真下委員)</p> <p>答えてないですけど、部の説明では受益格差は当然生じるのだと説明されております。しかし、それって望ましいことなのでしょうか。公平性の観点から検討が必要だと私は考えております。</p> <p>4 他都府県における不均一課税の状況について (真下委員)</p> <p>神奈川県は法人県民税の法人税割で超過課税を行っています。同時に、この対象から中小法人を除外する「中小法人に対する不均一課税」も実施をしております。</p> <p>少なくとも他県において不均一課税を実施して、且つ中小法人への優遇も行っていることを、この実績を当然経済部は把握していると考えます。他県の状況把握と内容の検討は行ったのでしょうか。</p>	<p>(観光事業担当課長)</p> <p>道と市町村の宿泊税についてでございますが、法定外税である宿泊税は、各地方団体における行政需要に基づき設けられるものであり、その必要性や制度のあり方については、団体の長及び議会において議論のうえ、判断されるものでございます。</p> <p>道内では現在、約 20 の市町村が道と同様に宿泊税の検討を進めていますが、それぞれの課税自主権に基づき、道は広域観光の推進という視点から、市町村は各地域の観光振興という観点から税制度を検討しているところでございます。</p> <p>(観光事業担当課長)</p> <p>検討の経過等についてでございますが、道では過去の検討におきまして、一人一泊の定額制を基本といたしまして、市町村が宿泊税を導入する場合には、道税を原則 100 円とし、市町村と合わせて 200 円を基本的な税額とする方式についても、税額案として検討していたところでございます。</p> <p>本案につきましては、コロナ禍前の懇談会におきましては、市町村がそれぞれ条例を定めて、使途に見合った税額を設定することが望ましいとのご意見がありまして、結果的に一人一泊 100 円の一律定額制が望ましいあり方とされたところでございます。</p> <p>(観光事業担当課長)</p> <p>道と市町村の宿泊税についてでございますが、市町村がそれぞれ条例を定めて使途に見合った税額を設定することが望ましいとのご意見がございまして、当時は結果的に一人一泊 100 円の一律定額制が望ましいとされたところでございます。</p> <p>(観光事業担当課長)</p> <p>他県の状況把握についてでございますが、道としては、観光振興を目的とした新税の検討に向け、宿泊税を中心として、国内他地域の関連する税制度のあり方などについて、把握に努めてきたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 4 他都府県における不均一課税の状況について (真下委員) 宿泊税中心でほかのことはよく分かっていないということなのですけれども、不均一課税は、これを導入しないという理由にはなり得ないわけです。それで、課税自主権として地方税法第6条第2項で定める公益上その他の理由の認定は、道自身にもあるわけです。不均一課税となっても、行政裁量の範疇であって、地方税法には違反しないという認識でよろしいですか。不均一課税を導入しない理由にするのであれば、その点お答えください。</p> <p>【指摘】 (真下委員) 不均一課税は、倶知安の要望に応えない理由にはなり得ないのです。なり得ないのです。このことははっきりと申し上げておきます。 利用実態とか地域の実情を把握しないで条例提案している道の方にこそ問題があるわけです。</p> <p>5 倶知安町宿泊税導入時の道の対応について (真下委員) そもそも倶知安町は「北海道の観光税の検討が減速し、北海道と課税方法を揃える必要がなくなった」ことが定率制導入の一つとしています。 倶知安町が宿泊税を導入した後に道が宿泊税を導入するというのに、一方的に「道に合わせろ」と課税自主権を根拠に迫るのは、先行自治体へのリスペクトがないという他ありません。 では、倶知安町が定率制導入を検討した当時、道として倶知安町に対して意見交換を行うなど、道として定率制と定額制が併存することに対する懸念を伝える等の対応を行ったことはありますか。</p> <p>【再質問】 5 倶知安町宿泊税導入時の道の対応について (真下委員) その時に協議を行わないで、今になって倶知安が悪いかなのような言われ方というのは、あまりに乱暴な議論だと思います。私はどちらがいいとか、悪いとかいうことを言っているのではなくて、どちらも選択できるし、議論を尽くした上で納得して進めるべきだと考える立場から申し上げます。期限ありきで制度を決めて市町村の実情に寄り添わなかった道の姿勢こそが一番の問題だと思いますが、その認識はおありですか。</p>	<p>(答弁前に指摘)</p> <p>(観光事業担当課長) 倶知安町との過去の協議についてでございますが、道では、観光振興に係る新たな財源確保に向け、平成30年2月に、北海道観光審議会による答申を受けまして、令和元年12月から翌年2月にかけて、有識者懇談会を開催し、望ましい方向性として一律定額制の税率が示されていたところでございます。 一方、倶知安町では、道の議論が本格化する前の平成30年12月に定率制による宿泊税条例が制定されており、その時点では道の税制度のあり方が定まっていなかったことから、道としては、町における検討の動きについて情報を共有していただいておりますが、町と制度面に関する具体的な協議は行われていなかったところでございます。</p> <p>(観光事業担当局長) 倶知安町との協議の関係でございますけれども、道におきましては、道内各地域におきまして様々な特徴がある中で、北海道全体として望ましい税のあり方となるよう、地域説明会はもとより宿泊者の皆様へのアンケートなど様々なご意見を踏まえ、現在の条例案に至ったと考えているところでございます。また、コロナ禍後の検討におきましては、道として、倶知安町と共に、町が求める町内においては道税を定率制とする税制度の実現に関し、その可能性を検討して参りましたが、道の段階的定額制を前提といたしますと、町が望む形の税制には至らなかったというところでございます。道といたしましては、事業者の方々の負担軽減が重要であるという認識につきましては倶知安町と共有をしているところでございまして、どのような措置が適切か、町との対話を重ねているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>6 条例案提案の前提について (真下委員)</p> <p>私が言っているのは、それは条例提案前にやるべきことだということです。知事が苦渋の選択だと述べて提案していますけれども、全市町村の協力と道民の納得があつてこそうまくいくのではないのでしょうか。知事提案の前提が成り立っていないのではありませんか。</p>	<p>(観光事業担当局長)</p> <p>条例案の提案についてでございますが、道といたしましては、道内各地域において、様々な特徴がある中で、北海道全体として、望ましい税となりますよう有識者懇談会や、各地域で開催してきた市町村や事業者の方々向けの地域説明会はもとより、宿泊者の皆様へのアンケートやパブリックコメント、道内経済関係団体との意見交換などを通じていただいた多様なご意見を踏まえ、現在の条例案に至ったものと考えてございます。</p> <p>また、同時期に宿泊税の検討を進めております道内約20の市町村とも協議を重ねてきたところでございまして、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、倶知安町が求める「町内においては道税を定率制とする税制度」につきましてはご要望にお応えできなかったわけではございますが、町とは事業者の負担軽減が重要であるとの認識は共有しているところでございまして、こうした検討課程も踏まえ、町とは徹底した負担軽減に向けた検討を進めていくことを前提に、今回、条例提案をさせていただいたものでございまして、本定例会におきまして道議会の皆様にもご理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>【再質問】</p> <p>6 条例案提案の前提について (真下委員)</p> <p>なかなか理解できないですよ。早ければ令和8年4月から導入目標だと言っていました。しかし、導入日程というのは確定していないわけですよ。でも、他の自治体の導入日程に影響が出ることを懸念するというのはスケジュールありきだったということなのですか。早ければという前提は偽りなのですか。いつ日程は確定したのですか。</p>	<p>(観光事業担当局長)</p> <p>条例提案の前提としての導入日程についてでございますが、導入日程につきましては、条例を可決頂いた後という前提でお答え申し上げますが、総務大臣の同意協議もございまして、導入時期については確定したものではないと考えております。道と同じく宿泊税の導入を予定している約20の市町村と協議を行い、様々なご意見があつた中で調整を重ねた結果として共通の目標として早ければ令和8年4月からの導入ということで準備を進めてきたところでございます。</p>
<p>7 宿泊者の受益について (真下委員)</p> <p>総務省同意を得る上でも、もう少し丁寧な議論をして、条例提案すれば良かったと思います。新税議論の中で、新税はあくまで応益税であつて、宿泊事業者や観光業者の利益につながる事業ではなく、あくまで宿泊者の利益、宿泊によって生じる行政サービスの補填のための税であるという、そういう見解が、発言がありました。観光局自身も宿泊者の受益があると言っているわけですが、具体的にはこの宿泊者の受益とは何を指すのかお答えください。</p>	<p>(観光事業担当課長)</p> <p>宿泊者の受益についてでございますが、道では、「新税の考え方」において、納税者の受益と負担の関係が明確になることなどの法定外目的税創設の趣旨を踏まえまして、宿泊税による施策を検討する際には、目的税としての趣旨に鑑み、宿泊税を充当する原則的なルールとして、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる施策に充当することとしております。</p> <p>また、宿泊税による施策によって期待される納税者の受益のイメージといたしましては、旅行者の満足度や再訪意欲の向上、快適でストレスの少ない滞在とスムーズな移動、災害時等のサポートの充実などをお示ししているところでございます。</p> <p>なお、具体的な施策の検討に向けましては、宿泊者のニーズを把握した上で、市町村や事業者の方々などと意見交換を行いながら、地域の課題や実態に即した施策となるよう、取り組むこととしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 7 宿泊者の受益について (真下委員) 宿泊者の受益を考える上で、行政需要について試算した経過というのがありますか。</p> <p>8 宿泊税を観光振興施策に充当する根拠について (真下委員) それは伝わってきませんね。先の道議会で私は「受益がない者からも一律に徴収することは、課税の公平性以前に、課税の正当性に欠ける」と指摘した島根県知事の言葉を紹介して、通院やビジネスでの宿泊者、交通事情から通院・出産のために宿泊せざるを得ない人たちを「消費力のある人」とみなして、宿泊税を払えるはずだという考え方は、特定目的税の目的に反すると申し上げました。 宿泊は観光客だけではないのに、観光振興税でないにもかかわらず宿泊税の目的が観光振興という名目なのは、目的外になるのではないのでしょうか。</p> <p>9 一般施策との整合性について (真下委員) 今、答弁にあった3つのルールに当てはまらない施策や他の基金などを活用している施策などには充当しないとしておりますけれども、観光振興に用途が誘導されていくのではないかと懸念をするわけです。 段階的定額制とする場合の宿泊税収は45億円ということになりますけれども、一般会計予算とは別だという扱いになるのでしょうか。</p> <p>10 基金の充当と用途について (真下委員) 観光振興予算だけが膨大に膨れ上がるわけですよ。道は観光振興に特化した取組を進めるために、積立金と事業費充当分の基金創設まで検討しています。 基金には、危機的対応の強化も盛り込まれているわけですが、危機対応方策というのは既に総務部の危機対策課等と別の予算で充当されるわけで、何が宿泊者のみに特化した対策とは必ずしも言えない状況ではないかと思えます。宿泊税の用途は限定すべきであって、特定目的税ですから。限定すべきであって、観光振興と名が付けば際限なく用途が拡大していく懸念はないのでしょうか。</p> <p>【指摘】 (真下委員) そこに住民対象なのか、それとも宿泊者対象なのか、線</p>	<p>(観光事業担当課長) 行政需要についてでございますが、行政需要に関しましては、道の方で試算をいたしまして、新税の考え方においてお示しをしているところでございます。</p> <p>(観光事業担当課長) 宿泊税の目的についてであります。道ではこれまで、観光振興を目的とした新税に関し、入域や交通機関の利用、土産購入や飲食などといった様々な手法について、道議会ともご議論をいただきながら、検討を進めてきており、その検討の視点として、日常行為との区別が可能であるか、課税客体の把握が容易であるかなどについて比較検討し、その中で、他地域の先事例も参考に、観光行為との関連性が高く、客体となる宿泊者を把握する仕組みが存在している宿泊行為への課税が妥当であると考えたところでございます。 また、道の「新税の考え方」においては、「観光の高付加価値化」、「観光サービス・観光インフラの充実・強化」、「危機対応力の強化」という3つの施策の方向性を政策目的として掲げており、これらと整合的な施策に宿泊税を充当することを原則的なルールとしてお示ししているところでございます。</p> <p>(観光事業担当局長) 宿泊税に係る予算についてでございますが、道の「新税の考え方」におきましては、「観光の高付加価値化」などの政策目的と整合的な施策、旅行者の受益という点で関連性が整理できる施策、広域自治体の役割として整理できる施策の3つの原則的なルールをお示しし、これらに該当する施策に宿泊税を充当することとしております。 宿泊税による観光施策と、宿泊税によらない観光に関する施策との相乗効果により、中長期的な視点から、行政需要に応じた施策を効果的・安定的に実施していく考えでございます。</p> <p>(観光事業担当局長) 宿泊税の活用による危機対応力の強化についてでございますが、災害等の発生時には、旅行者が安全な地域などへ避難する際の適切な情報や、交通や被害状況など「旅行者目線」の情報発信の強化といった、災害時等のサポートの充実や、さらには風評被害対策などに取り組むことが必要と考えております。 こうした考えから、「新税の考え方」の中では、宿泊税を充当すべき政策目的の一つとして、「危機対応力の強化」を位置付けておりまして、宿泊税を充当する原則的なルールのもと、適切に施策を検討してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>引きが綺麗にできるわけではないよね。そうすると一般施策とどういうふうに整合を取っていくのかという問題が残るといふに、この点は指摘をしておきます。</p> <p>【再質問】 10 基金の充当と使途について （真下委員） そしてまた、使途についてなんですけども、宿泊者の受益に限定されるのでしょうか。それとも先ほど心配の声をあげたように、事業者の経営支援のために使われるものではないと言い切れるのでしょうか。</p> <p>【指摘】 （真下委員） それは説明しきれてないと思うのですよ。基金のことについても、危機的な対応力が必要だということになれば、業界ごとに基金が必要だということになってしまうのではないですか。そういう基金のあり方というのは設けるべきではないと考えます。</p> <p>11 条例案の撤回について （真下委員） 税を課すには慎重の上にも慎重を重ねて、納得を得た上で行わなければならないと考えます。にもかかわらず、今回の道の対応というのは、税負担を課す上での原則をないがしろにして、市町村に対しても、道民に対しても極めて不誠実な態度を取り続けているというふうに映ります。合意形成ができないと知事が反省を口にするのであれば、本条例案を一度撤回して、改めて議論を尽くす必要があるのではないですか。</p> <p>【知事総括】 （真下委員） 先ほどから申し上げてますけど、それであれば条例案提案前に全て解決させておくべきだったと思いますよ。そうでないのであれば、もう一度考え直す必要があるというふうに思いますし、今後ですね、条例提案した後に市町村に負担軽減について格差を設けるということにも理解を得られるのかどうか疑問であります。 知事に直接お伺いしたいと思いますので、お取り計らいをお願いします。</p>	<p>（観光事業担当局長） 宿泊税の使途についてでございますが、基金の使途、また宿泊税全体の使途につきましては、道の新税の考え方でお示しをしました新税を充当する原則的なルールに基づき、宿泊者の受益という点で関連性が整理できる施策に充当することとしております。こうした施策の検討につきましても適切に対応してまいります。</p> <p>（観光振興監） 北海道宿泊税条例案についてでございますが、道といたしましては、本道経済の持続的な発展を図るためには、観光振興と地域経済活性化の好循環が生み出す、世界が評価する「観光立国北海道」の実現を目指すことが重要であり、このためには、道外の他の地域に後れを取ることなく、宿泊税を導入し、安定的な財源のもと、質・量ともに充実した施策を展開することが必要と考えております。 また、同時期に宿泊税の検討を進めている道内約20の市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の開始のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところであり、道が先送りすることになれば、他の自治体の導入日程に影響が出ることも懸念されるところでございます。 道ではこれまで、倶知安町が求める「町内においては道税を定率制とする税制度」についてはご要望に応えられなかったところでございますが、町とは事業者の方々の負担軽減が重要であるとの認識は共有しているところでございます。こうした検討経過も踏まえまして、徹底した負担軽減に向けた検討を進めていくことを前提に、条例提案をしたものでございまして、道民の皆様や市町村、事業者の方々にもご理解を得られるよう取り組んでまいります。</p>